

平成20年1月28日

第20年 第1回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成20年第1回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年1月28日（月曜日）午後2時2分～午後3時57分

2. 場 所 中央公民館 視聴覚室

3. 出席委員 1番 並 木 周 蔵（委員長）

2番 鈴 木 敏 彦

3番 小 泉 美佐子

4番 土 田 豊

5番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 並 木 清 志

社会教育部長 窪 田 きく江

学校教育部
参事兼
指導室長 真 如 昌 美

社会教育部
参事兼
中央図書館長 植 野 英 夫

庶務課長 鈴 木 尚

学務課長 下 平 一 紀

給食課長 小 野 寛

社会教育課長 小 俣 学

体育課長 戸 所 保

中央公民館長 長 島 孝 夫

郷土博物館
副館長 猿 橋 壽 一

指導主事 小須田 哲 史

6. 書 記

庶務係長 尾 又 斉 夫

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第1号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第1号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第5 第2号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

第6 第3号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

第7 第4号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

第8 第5号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程

第9 第6号議案 平成20年度東大和市学校給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算の諮問について

第10 第7号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第11 第8号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則

第12 第9号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について

第13 第10号議案 東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

第14 第11号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則

第15 その他報告事項 (1) 平成19年度卒業式における教育委員会告辞及び平成20年度入学式における教育委員会告辞について
(2) 東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部改正について

◎開会の辞

○並木委員長 ただいまから平成20年第1回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○並木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、土田委員にお願いいたします。

○並木委員長 ここで傍聴の許可についてお諮りいたします。
本日の会議について、傍聴を許可することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○並木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○佐久間教育長 諸務報告をいたしますが、その前に諸務報告の中で誤りがありますので、ご訂正をいただきたいと思います。下から4段目の1月19日であります。第九小学校学芸会を見学とありますが、この学芸会を展覧会に直していただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成19年12月19日から平成20年1月22日の間の諸務報告を申し上げます。

平成19年12月19日、東京都市指導主事会第4地区会に出席いたしました。私からは、教育現場に直接波及してくる教育の変化に対応するための準備と学校との連携、学校の指導等に格段のお骨折りをお願いしたい旨をお話いたしました。

同日、東大和第九小学校新校長吉田健氏と面談いたしました。九小は刑部校長が平成20年4月から東京都教職員の海外派遣でマレーシアに赴任することとなりまして、その事前研修として本年1月から研修に入っております。そのため後任の校長として吉田健氏が国立第六小学校から平成20年1月1日付で着任する内示

がありましたので、この日事前の面談を行ったものであります。

12月20日、市の係長及び主任昇任試験の面接に出席いたしました。面接の対象は6人でありました。

12月21日、東京都管理職異動ヒアリングに出席いたしました。主に市内小中学校の校長、副校長の配置等に関する都教育長のヒアリングであります。

12月26日、平成20年1月1日に着任する第九小学校校長吉田健氏に、東京都教育委員会からの辞令を伝達いたしました。

12月27日、同じ第九小学校の刑部校長に1月から行う海外派遣のための事前研修受講の辞令を伝達いたしました。

平成20年1月4日、市長に対する教育委員による新年のあいさつに出席いたしました。

1月7日、校長、副校長と教育委員会事務局職員との新年顔合わせ、及び校長会に出席いたしました。私からは、今年は教育基本法を初め教育関係法の改正の影響が直接あらわれる年ですので、いろいろな情報の把握と対応についてお願いし、また児童・生徒の個人情報等校内の情報管理について、特に注意していただくようお願いをいたしました。

1月10日、青梅信用金庫主催の新春経済講演会を聴講いたしました。演題は「ディーラーから見た今年のマーケット、経済予想」で、講師は一橋大学講師藤巻健史氏であります。

1月11日、教育委員懇談会に出席いたしました。

1月12日、公立小中学校PTA連合協議会と公民館利用者連絡会共催の講演会を聴講いたしました。演題は「特別支援教育をテーマにした一人一人の育ちを支える教育」で、講師は東大和第二中学校通級学級教諭渡辺圭太郎氏でありました。

1月13日、平成20年東大和市消防出初式に出席いたしました。今年の出初式は第二小学校の校庭を使って行われました。当日は176人の消防団員と消防自動車等8台の車両が参加し行われました。式典に続きまして平成19年4月に発足いたしました女性消防団員による応急救護演技と一斉放水の演技が行われました。

なお、市民の参加は約300人であったとのことであります。

1月14日、第54回東大和市成人式に出席いたしました。成人式は会場ハミングホールで、一部の式典、二部の実行委員会による成人おめでとう催し物が行われました。出席者は609人で、今年の新成人858人の約71%であります。

1月16日、東京都市教育長会定例会及び東京都教育委員会との連絡会に出席いたしました。議題であります、1つ目は関東地区都市教育長協議会理事会へ提出する案件についてでありまして、東京都市教育長会といたしましては、3点を出すことに決定いたしました。1といたしまして、教育振興基本計画の策定について、2といたしまして、一人一人の教育ニーズに応じる体制について、3といたしまして、スポーツ・文化に関する施策のあり方についてであります。議題の2つ目は多摩・島しょ子ども体験塾運営本部からの報告でありまして、平成19年に行った事業の実績が報告されました。当市では小学生スケート教室事業とニュースポーツ体験事業を行ったことが報告されております。

次に、東京都から連絡事項がありました。1つは教育管理職等の任用、育成のあり方検討委員会の第1次報告について報告がありました。2つ目といたしまして、非常勤教員制度についての説明がありました。以上が市教育長会の内容で、続きまして、市教育長会と東京都教育委員会との連絡会がありました。東京都側の出席は都教育庁総務部長志賀敏和氏以下14人の職員で、初めに平成20年度の都予算のうち教育委員会関係の内容について概要説明がありました。教育費予算は7,928億7,000万円で、平成19年度に比べて0.1%の減であります、職員費を除く事業費は3.7%の伸びとなっているとの説明がありました。

続きまして、市教育長会から東京都教育委員会に提出してあった17項目の質問事項に対する回答について東京都から説明がありました。総じて進展が余りなかったというふうなことを感じております。

なお、17項目につきましては、お手元の資料のとおりであります。

1月18日、東大和市議会議員研修会に参加いたしました。研修では講演と質疑が行われました。講演のテーマは「国際化と国際理解」で、講師は北朝鮮出身のオ・チュンゲン氏でありました。

1月19日、第九小学校の展覧会を見学いたしました。

1月20日、第27回小中学校書き初め展を見学いたしました。書き初め展は1月19日と20日の両日に開催されました。作品は東大和市立小中学校のほか、東大和高校、東大和南高校、喜多方市立山都町小中学校の児童・生徒から出品され、毛筆、硬筆合わせて1,170点となりました。1月19日、20日の両日で3,000人を超える方々が来場されました。

1月21日、東京都小学校学校行事研究会、中央2地区研究発表会に出席いたし

ました。発表会では、東大和第三小学校の「学習発表会で身につける力と変容」と、青梅市藤橋小学校の「子供生き生き藤橋小製茶工場の取り組み」が発表されました。続きまして、講演が行われ、演題は「東京湾狭山丘陵と森は海の恋人」で、講師はカキの森を慕う会代表畠山重篤氏であります。

1月22日、学校安全ボランティア、スクールガード養成講習会に出席いたしました。総合警備保障株式会社の柳沢秀昭氏を講師に、子供の犯罪被害状況、不審者について、地域の子供に関する具体的な防犯対策、見守り活動の意義と、それからそれに対する注意事項、こういうものについて研修をいたしましたものであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○並木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○並木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第 3 第 1 号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第 12 第 9 号議案 東大和市公民館運営審議会委員の委嘱について

○並木委員長 日程第 3、第 1 号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第 12、第 9 号議案 東大和市公民館運営審議会委員の委嘱について、以上 2 件は関連がありますので、一括して議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 それでは、ただいま議題となりました第 1 号報告 事務の臨時代理の承認について、及び第 9 号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱についてにつきまして、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第 1 号報告及び第 9 号議案ともに、東大和市立公民館運営審議会委員の交代に伴うものであります。東大和第九小学校校長の刑部之康氏が本年 1 月から海外派

遣のための研修に入っておりますため、平成20年1月1日付で公民館運営審議会委員を解嘱いたしまして、後任に同じ第九小学校校長として赴任されました吉田健氏を本日平成20年1月28日付で委員に委嘱するものであります。解嘱につきましては東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に対する規則第2条第2項の規定に基づきまして20年1月1日で、辞令の日ですが、事務の臨時代理をいたしました。したがって、同条第3項の規定に基づいてご報告し、ご承認をお願いするものであります。吉田健氏につきましては今日議案としてご承認いただきましたら、今日付で委員にさせていただきたいというふうに考えております。吉田健氏の任期につきましては、前委員の残任期間でありますので、平成21年5月31日までとなります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第1号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第1号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

引き続きお諮りいたします。

第9号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第9号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について、本案を承認と決めます。

◎日程第4 第1号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

○並木委員長 日程第4、第1号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部

を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第1号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正によりまして収入役が廃止され、会計管理者を置くものとされること、及び平成20年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして課の統合、事務移管等、事務分掌を変更する必要が生じたことから、関連いたします東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものであります。

詳細につきましては学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 学校教育部長。

○並木学校教育部長 それでは、東大和市教育委員会事務局処務規則の一部改正につきまして、第1号議案資料、東大和市教育委員会事務局処務規則新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

太字で書いてあるところが今回改正を行う箇所、左側が現行条文で、右側が改正案でございます。

まず、第2条につきましては、学校教育部の庶務課と学務課の統合及び名称変更を行うもので、名称を学校教育課と改称し、庶務係、施設係、学務係の3係制とするものでございます。

2 ページをお開きください。

第2項及び第3項につきましては、表現を変更するもので、第2項はそれぞれの教育機関を所管する部または課を規定するものでございます。(1) 東大和市立公民館及び東大和市立図書館は社会教育部が所管し、(2) 東大和市立郷土博物館は社会教育部社会教育課が所管することにするものでございます。

また、第3項は、東大和市教育センターは学校教育部から学校教育部指導室が

所管することにするものでございます。

3 ページをお開きください。

第8条、第2項及び第5項につきましては、東大和市組織規則と表現を合わせるために「従事する」を「掌理する」に改めるとともに、新たに統括指導主事の配置に伴いまして、第7項として、統括指導主事は上司の命を受け指導主事が担当する事務を統括することを規定するものでございます。

4 ページをお開きください。

第9条につきましては、課及び係の事務分掌全体の見直しを行い、表現の変更、統合、新設、削除及び課の他の課への移管などを行っております。

まず、学校教育課につきましては、庶務係は現行の（2）教育委員会提出議案に関するものを、（1）教育委員会の会議に関することに含むため削除しております。現行の（13）就園奨励費及び保護者補助金の交付等に関することは子ども生活部保育課保育幼稚園係へ移管されるため削除するものでございます。

5 ページをお開きください。

施設係につきましては、現行の（2）から（4）及び（7）の学校教育施設に関する規定を一本化し、新たに（2）学校教育施設に関することにしております。また、（5）及び（6）の財産に関するにつきましては、（3）学校教育財産に関することとして一本化をしております。

次に、学務係につきましては、現行の（7）学齢簿の整備に関するものを（3）学齢簿に関することに表現の変更をしております。

また、就学相談につきましては、今までも行っておりましたが、今回（8）就学相談に関することとして新たに明文化をしております。

6 ページをお開きください。

次に、中ほどの給食課の第一給食センターの現行（6）と（7）の調理器具などに関するものを統合し、（6）として、新たに調理機器等の維持及び管理に関することにしております。

7 ページをお開きください。

次に、指導室指導係につきましては、現行の（1）教職員の指導に関するものと、（11）指導に関する諸調査に関するものを統合し、新たに国際理解教育、情報教育などを含め（1）教育指導に関することにしております。現行の（4）心身障害教育に関するにつきましては、学務係の特別支援学級に関することと

重複するため削除するものでございます。

改正案の（８）につきましては、新たに鑑賞教室を追加し、連合行事及び鑑賞教室に関することにしております。

（９）部活動に関することにつきましては、現在指導員を配置するなどの支援を行っていることから、新たに明文化するものでございます。

また、現行の（１１）指導に関する諸調査に関することは、（１）教育指導に関することを含むため削除するものでございます。

８ページをお開きください。

次に、社会教育課学習振興係につきましては、現行の（２）生涯学習に係る情報の管理及び提供に関することは（１）生涯学習施策の企画及び推進に関することを含むため削除するものでございます。

また、（２）生涯学習推進計画審議会に関することにつきましては、策定しました生涯学習推進計画の今後の進行管理を行うために新設するものでございます。

現行の（７）社会教育に関する調査及び情報交換に関することは（３）社会教育施策の企画及び推進に関することを含むため削除するものでございます。

次に、（８）その他生涯学習の推進に関することにつきましても、（１）生涯学習施策の企画及び推進に関することを含むため削除するものでございます。

現行の（９）から９ページの（１１）の青少年に関することは、子ども生活部青少年課育成係へ移管されるため削除するものでございます。

次に、９ページの体育課事業係につきましては、現行の（４）及び（５）の体育施設等に関することを統合し、新たに（４）として体育施設等の管理、運営及び貸し出しに関することにしております。

（９）その他社会教育に関することは、（１）社会体育施設の企画及び推進に関することに含まれるため削除するものでございます。

また、新たに第２項といたしまして、東大和市組織規則第１０条と同様に参事等の事務分掌に関する規定を明文化し、２、参事、副参事及び主査の事務分掌は教育長が別に定めることとしております。

１１ページをお開きください。

中ほどの第１４条第３項中、課名の変更によりまして庶務課長を学校教育課長に改めるものでございます。

次に、１２ページから１８ページの別表につきましては課などの文言の整理を行う

ものでございますので、説明は省略させていただきます。

19ページをお開きください。

改正案の備考欄の2、会計管理者につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行され、収入役が廃止され、会計管理者を置くものとされたことから、収入役を会計管理者に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 資料の3ページと8ページ、1つずつ質問いたします。

3ページは改正案の第8条の7、統括指導主事の上司というのは、職は何職ですか。

それから、もう一つですが、8ページの一番下、子ども生活部青少年育成係ということで、これで青少協はまた教育委員会からすべて子ども生活部に戻ったというふうに受けとめればよいのか、その2点です。

○並木委員長 指導室長。

○真如学校教育参事兼指導室長 統括指導主事の上司につきましてはですけども、統括指導主事の上司は指導室長、それから教育長ということになっております。

以上でございます。

○並木委員長 社会教育部長。

○窪田社会教育部長 青少年に関することでございますが、ご質問のとおり市長部局へ移管されるということでございます。

以上です。

○並木委員長 そのほか、いかがでしょうか。ございませんか。

では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第1号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第1号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決します。

◎日程第 5 第 2 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

○並木委員長 日程第 5、第 2 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第 2 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成20年 4 月 1 日に組織変更が行われ、課の統合がされます。これによりまして公印の管守者が庶務課長から学校教育課長に名称が変更されることとなります。また、東大和市青少年問題協議会の事務が市長部局へ移管されることによりまして教育委員会での公印が不要となります。これらから、東大和市教育委員会公印規程の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。別表第 1 の 1 の項から10の項までの規定中、庶務課長を学校教育課長に改め、同表48の項及び49の項、それから別表第 2 の48の項及び49の項の青少年問題協議会会長の印を削り、第 1 号様式中庶務課処理てん末を学校教育課処理てん末に改め、第 2 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式中庶務課を学校教育課に、庶務課長を学校教育課長に改めるものであります。

附則であります、この規程の施行を平成20年 4 月 1 日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

土田委員。

○土田委員 素朴な質問ですけれども、ほとんどが横書きになっているんですけれども、庶務課処理てん末という、これが縦書きになっております。何か理由はあるんですか。

○並木委員長 庶務課長。

○鈴木庶務課長 現行の様式でも庶務課長の部分は横書きになっておりまして、様式中は従来どおり横書きになると思います。というのは、その上にあります教育長とか、学校教育部長につきましても現在横書きで使用しておりますので、学校教育課長につきましても横書きになると思います。

○並木委員長 教育長。

○佐久間教育長 公印は実はつくりがありまして、四角い中に真ん中に教育委員会の印と入っておりまして、その両脇にどこが使うかというので、学校教育課長専用とか、そういうふうにつくってありまして、長の部局も、例えば東大和市長の印なんですけれども、市民課は市民課長専用となっておりまして、昔からつくりがあって、それが今も踏襲されているというのが現状であります。

○並木委員長 庶務課長。

○鈴木庶務課長 現在使われております様式のタイトルの部分が縦長のスペースになっておりまして、そこに横書きで書きますと1行が読みにくくなります。そこを学校教育課処理てん末という形で縦2行で表現するものでございます。

○並木委員長 そのほかございませんか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第2号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第2号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決します。

◎日程第6 第3号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

○並木委員長 日程第6、第3号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第3号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により収入役が廃止され、会計管理者を置くものとされることによりまして、関連いたします東大和市立学校文書管理規程の一部を改正するものであります。

内容について申し上げます。第14条第2項第2号中、収入役を会計管理者に改めるものであります。

附則であります、この規程の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第3号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第3号議案 東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決めます。

◎日程第7 第4号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

○並木委員長 日程第7、第4号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第4号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する条例は、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の内容を準用して定めております。今回東京都条例が改正されたことに伴いまして、本市の休業補償等を算定するための補償基礎額及び扶養加算額を改正する必要が生じ、このため市の条例も改正することが必要となりましたために、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号に基づきまして市長に対して同条例の一部改正についての意見の申し出を行うものであります。条例改正の内容につきましては学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 学校教育部長。

○並木学校教育部長 それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

第4号議案資料をご覧ください。

改正後の網かけ部分が今回の改正箇所でございます。まず、第3条第3項における補償基礎額に加算する扶養加算額ですが、第1号に該当する扶養親族につきましては484円を450円に、その他の扶養親族につきましては134円を167円に改めるものであります。

次に、別表の改正であります。

第1点は、学校医及び学校歯科医の補償基礎額を改めるもので、経験年数5年以上10年未満は8,283円を8,281円に、10年以上15年未満は1万1,133円を1万1,131円に、15年以上20年未満は1万2,665円を1万2,642円に、20年以上25年未満は1万4,740円を1万4,716円に、25年以上は1万5,680円を1万5,702円に改めるものでございます。

第2点は、学校薬剤師の補償基礎額の改正で、経験年数5年未満は5,427円を5,419円に、5年以上10年未満は6,418円を6,410円に、10年以上15年未満は7,978円を7,967円に、15年以上20年未満は9,708円を9,696円に、20年以上25年未満は1万954円を1万930円に、25年以上は1万2,158円を1万2,134円に改めるものでございます。

申しわけありませんが、議案書の改正条文をご覧いただきたいと思います。

附則第1項につきましては条例の施行日を定めたもので、附則第2項から第4項は経過措置を定めたものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第4号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第4号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本案を承認と決めます。

ここで3時まで休憩いたします。

午後 2時53分休憩

午後 3時00分再開

○並木委員長 それでは、再開いたします。

◎日程第8 第5号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程

○並木委員長 日程第8、第5号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第5号議案 東大和市心身障害児就学

指導委員会規程の一部を改正するにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成20年4月1日付組織改正に伴いまして、本委員会の事務局を担当する課が変わりますので、東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正するものであります。内容についてご説明申し上げます。第10条中、学務課を学校教育課に改めるものであります。

附則であります、この規程の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第5号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第5号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程について、本案を承認と決めます。

◎日程第9 第6号議案 平成20年度東大和市学校給食事業計画及び
平成20年度東大和市学校給食会計予算の諮
問について

○並木委員長 日程第9、第6号議案 平成20年度東大和市学校給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算の諮問について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第6号議案 平成20年度東大和市学校

給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算の諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成20年度東大和市学校給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算を策定するに当たりまして、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。

なお、諮問に当たりましては、平成20年度東大和市学校給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算を添えて諮問したいと考えております。

詳細につきましては学校教育部長からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 学校教育部長。

○並木学校教育部長 それでは、平成20年度東大和市学校給食事業計画につきまして、ご説明いたします。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、第1、学校給食事業の主旨であります。身体が発育期にある児童・生徒にバランスのとれた食事を提供し、正しい食事のあり方や望ましい食習慣などを身につけさせるため、東大和市教育委員会の基本方針に基づき学校給食事業を実施することとしております。

次に、第2、学校給食センターの稼働日であります。各学校において給食を行う日を選択できるよう別表1によりまして年間197日を給食センターの稼働日としております。

次に、第3、年間給食数であります。児童・生徒が学校で給食を食べる日を、平成19年度から、小学1年生については給食開始日を早め、給食実施基準日数を10日間ふやしたことから176日としております。また、小学2年生から6年生は182日、中学生は175日で、前年度と同じ日数であります。このようなことから、各学校はこの給食実施基準日日数以内で給食を実施していくことになります。

次に、第4栄養所要量及び食品構成であります。東京都が設定しております基準を準用して実施することとしております。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

次に、第5給食費であります。児童・生徒の保護者に負担していただく金額は給食に必要な食材量の購入費に充てることになります。

なお、1食当たりの基準額及び月額給食費につきましては、前年度と同額とな

っております。

なお、資料が後ろについておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、平成20年度東大和市学校給食会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

収入支出予算であります。まず収入でございますが、科目1の給食費は本年度予算額3億199万円、2の繰越金は1,000円、3諸収入は15万1,000円で、合計3億214万2,000円で、前年度と比較いたしまして5万7,000円の増額となっております。

増額の理由でございますが、恐れ入りますが6ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の収入合計の表をご覧ください。小学校の現年度給食費につきましては1億9,886万3,860円で、19年度と比較いたしまして214万5,200円の増額でございます。この理由といたしましては、児童数が42人増えたことによるものでございます。

中学校につきましては9,946万8,600円で、19年度と比較いたしまして203万2,800円の減額で、生徒数44人の減によるものでございます。

なお、4ページ、5ページに小中学校の現年度給食費の内訳がございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、一番上の表、給食センターにつきましては283万3,380円で、前年度と同額でございます。

次に、過年度給食費につきましては82万5,000円で、前年度と比較して5万5,000円の減額であります。

上から2つ目の過年度給食費の表をご覧くださいと思います。滞納額につきましては前年度分、前々年度分とも19年度よりそれぞれ10万円減となっております。この理由といたしましては、滞納者に対しまして定期的に連絡するとともに、職員によります夏休みや夜間の徴収を行い、滞納額の減に努めたことによるものでございます。

また、収納率につきましては、前年度分は19年度と同様に50%、前々年度分は19年度よりも5%アップし35%の収納率を見込んで計算をしております。

このようなことから、歳入額につきましては、前年度分が65万円で5万円の減、前々年度分が17万5,000円で5,000円の減となり、合計で5万5,000円の減額となり

ます。

その下の表、諸収入の試食会代金は前年と同額の15万円を見込んでおります。

一番下の表に戻っていただきまして、ただいまご説明いたしました内容によりまして、右端の歳入合計で5万7,000円の増額となります。

申しわけありませんが、1ページにお戻りいただきたいと思います。

続きまして、支出でございます。科目1の主食費でございますが、本年度予算額は5,426万2,000円で、前年度と比較いたしまして5万7,000円の増額、2の副食費は本年度予算額2億4,788万円で、前年度と同額でございます。

恐れ入りますが3ページをご覧くださいと思います。

支出科目1主食費の説明欄のパンと米でございますが、小麦粉の値上がりに伴いましてパンの予算を増額をしております。またパンと米の割合でございますが、施設の設備の関係で現在約2日に一回の割合で米飯を実施しておりますが、平成20年度につきましては文部科学省の指導にあります週3回の米飯給食を目標に考えております。

科目2の副食費であります。説明欄の10の肉類につきましては、平成20年度も引き続き牛肉は使用いたしません。

12の飲用牛乳につきましては、東京都から本年度も200CCの紙パックという連絡を受けております。

なお、1パック当たりの単価は41円83銭で、19年度と比較しますと43銭の値上げとなっております。

14の緑黄色野菜及び15のその他の野菜につきましては、地場野菜を取り入れ、ジャガイモ、キュウリ、ナス、大根、里芋、ニンジンの6品目を生産の時期にあわせて使用いたします。

申しわけありませんが、また1ページにお戻りいただきたいと思います。

このようなことから、支出合計で本年度は3億214万2,000円で、前年度と比較しまして5万7,000円の増額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 2点お願いします。

1 つは、説明にもありましたけれども、地場野菜の活用についてありましたが、最近特に地産地消、また旬産旬消という言葉も出てきたようで、社会の意識も非常に高くなっていると思います。食の安全という面からも、あるいは市民が生産したものを市民の子弟が給食で食するというのも非常に教育的な意義が高いというふうに思いますが、現在この6品目の品目をプラスにしたり、あるいは回数を増やしたりというような、そういうような考え、見通し、そういうお考えがあるのかどうかということが一点。

もう一つは、小麦粉の値上げによる主食費のパン代金が上がって金額を増額して見込まれているようですけれども、その分は他への影響はないのかどうか。その2点をお伺いします。

○並木委員長 給食課長。

○小野給食課長 それでは、2点ご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず第1点目の地場産野菜の関係でございますが、毎年生産者の方と協議をさせていただきまして、その年に納品できる品物がある程度決めさせていただいております。18年度におきましてはインゲン、キュウリ、ナス、それからジャガイモ、里芋、ニンジンの6種類、夏野菜それから冬野菜それぞれを納品していただきました。総使用量は2,995キロを使用いたしております。この使用に当たりましては農家の方と協議をいたしまして、私どもの方で使用を見込む数量、そちらを農家の方にご提示いたしまして、農家で納品できる数ということでお願いしております。ですので、足りない分については市内の野菜屋さんから購入をするというふうな形で今賄っております。

19年度におきましては、やはりジャガイモ、それからキュウリ、ナス、それと里芋、ニンジンも納品していただきました。今年度、インゲンについても使用を予定しておりましたが、インゲンが不作ということで納品できないというふうな農家からのお話をいただきましたので、それにかわるものということで大根を今年度は導入させていただきました。大根につきましては64本購入いたし、使用させていただきました。

地場産の野菜を使ったときには、各学校に栄養士の方が赴きまして、その使用の状況ですとか、その献立の中でどういうものが地場産の野菜で使われているかというのをPR、説明をして、児童・生徒に理解を求めている、こういうふうな

状況でございます。

今後の使用の予定ということですが、葉物の野菜に関しましてはその年々の作況、とれ高がなかなか一定しませんので、そのものについての使用というのはなかなか難しいかなというふうに考えておりますが、根物の野菜、そういうものについてはある程度作況も農家では見込めるというふうなことがありますので、今後農家で私どもの使用量、その数量が確保できるような状況であれば品数をふやしていきたいというふうなことは考えております。

それから、小麦粉の値上がりに伴いましてパンの値上がりはほかのものへの影響はどうかというふうなご質問ですが、現在のところ政府の麦価の売り渡し価格が今年度2回ばかり値上がりしまして市場のパンの価格というのは相当値上がりしているというのはいちの方でもつかんでおります。ただ、学校給食会で一括して購入というふうな形をとっておりますので、その点での値上がりというふうな情報はまだこちらにはきておりません。ただ、社会的な情勢、そういうものを勘案しまして、給食会計ではパンに若干増額分を載せさせていただいたというふうな状況でございます。

ちなみに、業者から来年度値上げをさせてほしいというふうな食材で今私どもに情報が入っているのは、油です。ひまわり油を今使っておりますが、こちらが若干値上げをさせてほしいというふうな業者からの情報があります。それから、切り干し大根、それにオイルツナ、ツナ缶の関係が今若干値上げを申し入れされているというふうな状況でございます。

以上です。

○並木委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 地場野菜のことの説明よくわかりましたが、東大和市の農家の人にとっては、学校給食の野菜をおさめてもらいたいと教育委員会をお願いすることは、農家の人にとっては喜ばしく協力していただけるものなのか、負担だなと思うような感じがあるのか、その辺は実情はどうなんですか。

○並木委員長 給食課長。

○小野給食課長 その点につきまして農家の方とお話をしておりませんので、農家の意思、お考えがどうなのかというのは、私どもとしてはつかんではおりませんが、農家のご要望ということでお話をさせていただきますと、例えば里芋です。うちの方では皮をむいたりということで、加工しますので、ある程度の大きさ、

サイズでいうとMですとかLですというふうな、そういうサイズの指定をさせていただいているんですが、農家としてはそういうサイズの指定がなくても受け入れてほしいというふうなご要望はございます。ただ、給食センターとしまして、ある一定の時間の中で調理を完了させて学校に配食しなければいけないというふうなこともございますので、サイズが調理がそれなりにその時間内に調理が終わるようにサイズを指定させていただいているというのが現実でございます。

以上です。

○並木委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと角度の外れたことを思いつきで言って申しわけないんですけども、東大和は緑茶の名産地ですね。新茶が出たら1年に1回ぐらい子どもに大和のお茶を一杯ぐらい飲ませるような、そういう機会がないか。そういうことは地域に対する子供の理解も深まるし、市民の誇りも高まるし、何かそういう名産物に対する親しみを持つ機会がつかれないかというような、夢のようなことを考えているんですけども、何か頭の片隅に入れておいていただければありがたいと思います。

○並木委員長 四小では手づみをして、この前もいただきましたけれども、非常においしい茶をいただきました。

今のは要望ということですね。

ほかにいかがでしょうか。

小泉委員。

○小泉委員 今の地場産野菜等に関することなんですけれども、今、世界的に経済不安の中で、我が国も当然食材が上がりつつあるとか、いろいろな面で諸物価の値上がりに見舞われているんですけども、そのような中、本当に学校給食に関しては前年度と同じ額で、子供たちに新鮮で安全なものを提供したいということでよく頑張ってくださっているというのがよくわかりました。これから厳しい状況になるかと思うんですけども、さらにご努力をいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

もう一点、先ほどいろいろご説明いただき、そしてまた詳しい細かい数字を出してくださった資料も拝見させていただきました。その中でなんです、かつて他市で教員による給食費の未回収があるというような記事が出たことがあったかと思うんです。東大和でも当然ここに給食費の職員の計とか、先ほど6ページ

でしたでしょうか、給食センターの職員における収入など細かくご説明いただいたのですけれども、一応ここの教職員の給食費と、給食センターの職員がおさめている給食費とは、ここでトータルはどこで見ればよろしいでしょうか、4ページのところでしょうか。

当市においては教職員等によるそういった未回収はまずないと思って間違いないでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○並木委員長 給食課長。

○小野給食課長 全然ないというふうなことではございませんが、新聞報道等にございますように2箇月、3箇月の未納というのは今のところ東大和市では発生しておりません。ただ、口座によります引き落としを行っておりますので、その口座に残金がなかったというふうなことで引き落とせないというふうな状況は若干見受けられます。その先生方につきましてはすぐに学校から先生方にお話をさせていただいて、その場で現金で納付していただくなり、あるいは次回引き落としの際に2箇月分を口座に入れておいていただいて引き落としをさせていただくというふうな状況でございます。

○並木委員長 学校教育部長。

○並木学校教育部長 教職員の給食費についてのお尋ねでございますけれども、小学校につきましては4ページの一覧表の中に職員給食費と書いてありますけれども、それがそうでございます。それから、中学校につきましては、5ページになります。その表の中の職員の給食費、この合計金額が給食費ということになります。

○並木委員長 ほかにはございませんか。

土田委員。

○土田委員 去年初めて子供たちの食べている給食を試食させていただきました。栄養バランスのことが大前提になっているのでしょうけれども、味としてちょっといただけないという感じがしました。一回だったのかわかりませんが、これを見ると調味料がありますから、味を調えるためのいろいろなものが使われているでしょうが、質問したいのは化学調味料は使われているかどうか。味の点について、どなたがどのようにその事をされているかということが気になりました。

先ほど鈴木委員がおっしゃった地元の農家の方から野菜を仕入れるときに、買

ってもら側が喜んでいいのかどうか、それを歓迎しているのかどうかということでしたけれども、学校給食牛乳について少し扱ったことがあります。それをメーカーを撤退するというふうにしたのは、一つは値段、200CCの牛乳41円、その当時は包装は瓶装でなければならないという東京都教育委員会から指定されて、二、三年前だと思うんですが、紙パックでもよろしいということになったようです。そのときに、値段の点もあったのですが、いろいろな細かいクレームが多過ぎるんです。どういうことか具体的に申し上げます。時間が少しでも遅れると大変、これはよく知っていました。しかし、早めに持っていてもだめなんです。遅れてはだめ、早めもだめというふうな時間の点、そういった点についてかなりシビアな管理がされているものですから音を上げてしまったんです。したがって、購入する側はまさにお客様は神様だということなんですけれども、今それが見直されようとしているんじゃないか。そういう点について配慮されているかどうか、ちょっと気になったのですけれども。質問は、味つけのことについて説明していただければと思います。

○並木委員長 給食課長。

○小野給食課長 味つけでございますが、先ほど委員からお話がありました化学調味料につきましては一切使用しておりません。日々の味つけにつきましては、調理員が決まった量の調味料を用意しまして味つけをする。最終的には栄養士がその味つけでいいかどうかの判断をするというふうな形になっております。調味料の量でございますが、これにつきましては献立によりまして栄養価とか、そういうものが全部決まりますので、その中からはじき出した調味料の量というものが出てきますので、その量で決めております。

以上です。

○並木委員長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第6号議案 平成20年度東大和市学校給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算の諮問について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第6号議案 平成20年度東大和市学校給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算の諮問について、本案を承認と決

します。

◎日程第 10 第 7 号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○並木委員長 日程第10、第 7 号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第 7 号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成19年12月26日に施行されました学校教育法等の一部を改正する法律に基づきまして、学校評価の実施及び公表等が義務化され、遅くとも平成20年度末までに学校評価の実施及び公表等を行うことが求められております。この法律改正に対応できるように、今回東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものであります。

内容につきましては指導室長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 指導室長。

○真如学校教育部参事兼指導室長 学校評価の背景につきましては今教育長からご説明があったとおりでございます。学校評価の目的につきましては、学校運営の改善、それから信頼される開かれた学校づくり、それから教育の質の向上ということになっております。既に本市におきましても小学校、中学校ともそれぞれ独自に学校評価を進めておりまして、本年度は小学校ではすべての学校で学校の自己評価を行っております。また、中学校では80%の学校で自己評価を行っております。あわせて、保護者、地域について学校を評価していただくという、そういった内容の評価も行っておりまして、準備的には本市におきましては4月1日からでも学校評価を進められる、そういう態勢にはなっております。今後国から学校評価のサンプル、そういったものが出ますので、そういったものを参考にしな

がら、各学校余り違いのある評価では効果がございませんので、その辺の足並みをそろえながら学校評価を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 学校評価は今の本市のように学校自体の自己評価と、学校に関係ある方々の外部評価があると思うんですが、これを、第27条の2、公表する、自己評価の結果を公表するという事になっておりますが、公表の対象はどこなのか。その対象の中に教育委員会も含まれているのかどうか。教育委員会で自己評価並びに外部評価を受けた場合に、その評価に対してどう対応し、支援していくか、そのための評価だと思いますので、その辺の見通しについて、少し説明がありましたら聞かせてほしいと思います。

○並木委員長 指導室長。

○真如学校教育部参事兼指導室長 先ほど申し上げましたとおり、学校評価につきましては多くの学校で学校を評価していただいておりますし、またその内容についても、学校だより等で、評価した学校につきましては保護者、それから地域、そういったところに公表しているところでございます。また、その評価結果に基づいて学校はどのように改善されたかということにつきましても、その後の学校だより等で紹介しながら、具体的に学校を改革していっているという状況については、説明を既にしていただいております。

なお、今度学校評価が正式に始まりますと、教育委員会にも報告するという、そういう義務がありますので、今、報告についても各学校から報告という、正式な形ではないですけれども、情報提供ということでいただいております。それを教育委員会でまた報告させていただきまして、具体的な改善策についてご協議をいただくということをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○並木委員長 そのほかいかがでしょうか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第7号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第7号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決します。

◎日程第11 第8号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則

○並木委員長 日程第11、第8号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第8号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

4月1日から指導室に統括指導主事を新たに配置する予定であります。これに伴いまして教育情報室、さわやか教育相談室及びサポートルームの各室長を指導主事にかえまして統括指導主事に改めるため、東大和市教育センター設置規則の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。第5条第2項中、指導主事を統括指導主事に改めるものであります。

附則であります。規則の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 規則の文案についてではありませんけれども、指導室に統括指導主事が配属されるということは、本市の教育委員会の指導行政が非常に充実する方向

にいている、そういう受けとめをしております。25日、『教育の日やまと』である学校に行って研究会の様子なども見せていただいて、非常に充実した方向に各学校も向いているということを身に直接感じて帰ってきました。この方向を今度指導室の人員の充実とともにさらに充実させていただいたり、あるいは新機軸を出していただいたりして、ますます現場の学校によい影響を及ぼすような指導行政が行われるようにぜひ期待しておりますので、その点もあわせてお願いをしたいと思います。

○並木委員長 ほかにはございませんか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第8号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第8号議案 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決めます。

◎日程第6 第10号議案 東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

○並木委員長 日程第13、第10号議案 東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第10号議案 東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成20年4月から組織が変更されまして郷土博物館が社会教育課に編入され、係レベルになります。これに伴いまして、東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正するものであります。

一部改正の内容につきましては、第13条中の社会教育部郷土博物館を社会教育

部社会教育課に改めるものであります。

附則でありますけれども、施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第10号議案 東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第10号議案 東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決します。

◎日程第14 第11号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則

○並木委員長 日程第14、第11号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○並木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第11号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、ただいまご承認いただきました第10号議案 東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則と同様、平成20年4月からの組織変更により郷土博物館が社会教育課に編入されることに伴いまして行うもので、東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則を改めるものであります。

改正する内容につきましては、社会教育部長からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○並木委員長 社会教育部長。

○窪田社会教育部長 それでは、詳細についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、議案に添付されております新旧対照表第11号議案資料でご説明させていただきたいと思っております。

この新旧対照表の網かけになっているところが改正箇所となっております。まず、右側の第2条でございますが、郷土博物館が社会教育課の係になることから、係名が事業係から郷土博物館係となるものでございます。第3条第1号は、郷土博物館協議会の名称を正式なものに改めて、東大和市立郷土博物館協議会と改めるものでございます。

恐れ入ります、次のページをご覧くださいと思います。下の方の第4条、それから、申しわけありません次のページの第5条、第6条につきましては、博物館が係レベルになるということで、副参事職の副館長職が廃止になりましたので、それに伴い削除したものでございます。

第7条でございます。第7条につきましては、左側の条文のタイトルが館長の専決事案となってございます。右側の改正後が事案の決定というふうが変わっております。これも郷土博物館が係レベルになったということで変更になったところでございます。今までは課としての位置づけをされていたために博物館館長が施設の長としての館長の専決事案がございました。右側、新しい規則で変わっておりますのは、係と位置づけされたことによりまして、事案の決定が東大和市教育委員会処務規則に基づき専決されることになります。しかし、博物館法等に基づきまして博物館長が博物館の事務を掌理する必要があるために、教育委員会の処務規則に基づき決定するのですが、あらかじめ館長の意見を聞くということにしたものでございます。

処務規則で課長の専決事項、部長の専決事項というのがありますが、今までは館長が事業の内容等を決めてよかったのですが、今度は係レベルということで、処理上は課長以上が決裁を押すことになります。そうしますと、博物館の館長である代表である館長がそのことについて書類上は知らなくても済んでしまうということがあるわけです。それを防ぐために博物館の館長とあらかじめ意見を聞き、決定するということでございます。

次ページをご覧くださいと思います。第8条は今第7条で申し上げました教育委員会処務規則に基づく専決事案が郷土博物館の内容についても同様である

ということを明確にしたものでございます。

第9条、館長の専決事案等でございます。これは今までの館長の専決事案と若干異なっております。この専決事案は館長の施設の長としてではなく、東大和市郷土博物館条例施行規則の中に郷土博物館協議会への諮問は館長がすることとなっております。したがって、諮問事項に関しましては館長の専決事案として明確にしたものでございます。この9条の3行目「この場合において」以降と、それから2項につきましては館長の諮問機関でございますが、先ほどの前条でお話ししたのと同じように、あくまでも決裁権限は処務規則に基づき課長以上になってございますので、館長の名前で協議会に諮問答申はするんですが、その諮問する内容についてもあらかじめ処務規程に基づく課長以上の決裁を受けるということを規定いたしております。

次のページをご覧くださいと思います。第11条は係長による社会教育課長のうち博物館に関するものについて代決と報告を規定したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○並木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第11号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則について、本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 ご異議なしと認め、第11号議案 東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則について、本案を承認と決めます。

◎日程第15 その他報告事項

○並木委員長 日程第15、その他報告事項を行います。

報告事項1 平成19年度卒業式における教育委員会告辞及び平成20年度入学式における教育委員会告辞について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○真如学校教育参事兼指導室長 平成19年度の卒業式、それから平成20年度の入

学式の際の告辞につきましては、先般からご指導をいただいておりますところ、第3案といたしまして本日その案を出させていただきました。この案をもちまして最終案といたしたく思っております。再度ご審議をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○並木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

次に、報告事項2 東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部改正について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育部参事。

○植野社会教育部参事 お手元の資料でご説明申し上げます。

今回の要綱の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律によりまして収入役が廃止されました。そして、新たに会計管理者を置く旨の規定がされましたことから、要綱第6条に複写サービスで収納しました金銭を収入役に納入しなければならない旨の規定がありますことから、本来でしたら収入役を会計管理者に改めるところでございますが、今回の改正内容と同様の規定が会計事務規則第25条に規定されていますことから、条文の重複を避ける意味から本要綱の第6条を全部削るということといたしたものであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○並木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○並木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○並木委員長 以上をもちまして本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。これをもって、平成20年第1回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時57分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 並木 周蔵

会 議 録 署 名 委 員 土田 豊